

## 函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成26年1月30日（木）14：00～14：15
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長 他 計9名  
組合側 長谷川中央執行委員長 他 計8名

交渉項目	給与制度の見直しについて（第2回目）
交渉要旨	<p>（組合） これまでの交渉・事務折衝の内容を踏まえ，当局の最終的な考え方を確認したい。</p> <p>（当局） これらの条件（※別紙のとおり）で合意できれば，2月定例会へ提案したい。</p> <p>（組合） 今確認された内容については，一度持ち帰り，機関決定後に，正式回答をさせていただきたい。 今後も財政状況を踏まえれば，こうした一定の協力を継続する必要があるとは思いますが，当局としても，事業の見直しなど，しっかりと取り組んでいただきたい。</p> <p>（当局） 昨年度に引き続き，厳しい内容の提案であったが，この間，精力的な協議を重ねていただき，感謝する。 市が目指している「収支バランスの均衡」は，現状，職員給与の減額がなければ難しいものと認識しているが，当然，それだけに頼るのではなく，事業の見直しなど，気を緩めずにしっかりと取り組みを進めていくので，今後とも協力をお願いしたい。</p>
交渉結果	（交渉終了）
備考	その後，妥結案どおりの合意回答あり（1月30日付 正式合意）

## 給与制度の見直しについて

### 1 給与独自減額（平成26年4月1日実施）

(1) 平均4.5%の減額とし、級別の減額率は以下のとおりとする。

職務の級	1, 2級	3級	4級	5級	6級以上	再任用職員
減額率	2%	3.2%	4.2%	5.2%	7%	2%

(2) 給料に連動する地域手当，期末・勤勉手当，勤務1時間当たりの給与額は減額後の給料月額により算出する。

※ 医師等人材確保が困難な職を除く。

※ 独自減額期間については，平成27年3月までとし，平成27年度以降については，改めて協議する。

### 2 早期退職募集制度の導入等（平成26年4月1日実施）

(1) 早期退職募集制度の導入

年齢，職位等を特定して早期退職募集を行い，職員が応募し認定を受けて退職した場合，市側都合による退職として退職手当を算定する。

(2) 定年前早期退職特例措置の拡充

ア 勤続年数を20年以上とする。

イ 適用対象年齢の下限を45歳とする。

ウ 割増内容を定年前1年につき一律3%（定年前1年の場合は2%）とする。

(3) 勸奨退職を廃止する。

※ 病院局の医師等人材確保が困難な職を除く。

### 3 住居手当の見直し（平成26年4月1日実施）

持ち家に係る住居手当（現行5,500円）については，以下のとおり2年間の経過措置を設けて廃止する。

・平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 4,000円

・平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 2,000円

・平成28年4月1日以降 廃止

### 4 経過措置の廃止

継続協議とする。